

雇児発 0517001 号
平成 16 年 5 月 17 日

【最終改正】 令和 6 年 4 月 25 日 こ支家第 281 号

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

被虐待児受入加算費について

虐待を受けた児童等を施設等において受け入れる場合には、職員との信頼関係の構築及び愛着形成などのため、入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、これら児童等のその期間のより手厚い処遇体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 16 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1. 目的

近年、児童福祉施設においては虐待を受けた児童及び夫等からの暴力を理由とする入所者が増えていることに伴い、よりきめ細かな支援が必要なことから、専門職員の配置等施設のニーズに応じた一層の処遇体制の充実を図ることを目的とする。

2. 対象施設等

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く。）及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）にあつては、児童相談所において施設措置等の主な理由が虐待である児童及び主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。

また、施設入所当初は当加算の対象となっていない児童であってもその後の施設入所期間中において、過去に虐待を受けていたと思われるもので、児童相談所において虐待を受けていたと認めた児童。

(2) 母子生活支援施設にあつては、福祉事務所において母子保護の実施理由が夫等からの暴力として入所した世帯に属する児童及び前記世帯以外に属する児

童で、福祉事務所が児童相談所と連携し、福祉事務所において被虐待児として認めた児童。

(3) 措置変更前の施設において、すでに当加算の対象となっていた児童については、措置変更後の施設においては新たに当加算の対象児童としない。

(4) 上記(1)については、引き続いて平成16年4月初日に入所している児童及び平成16年4月初日以降に新規入所した児童を対象とする。(2)については、引き続いて平成17年4月初日に入所している児童及び平成17年4月初日以降に新規入所した児童を対象とする。

[注] ここでいう被虐待児とは児童虐待の防止等に関する法律第2条にいう「虐待」に該当する児童を指す。

3. 被虐待児受入加算費の用途

被虐待児受入加算費の用途は、当該児童を支援するための心理療法担当職員等の専門職員の雇上費や当該児童の日常の生活諸費等に充てるものとする。

4. 支弁方法等

(1) 都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長は、児童相談所又は福祉事務所において当該月分対象児童を各施設毎に把握し、月初日の対象児童数に応じて支弁するものとする。

(2) 施設入所段階で当加算の対象となった児童については、入所後1年間を適用期間とする。

(3) 施設入所後に当加算の対象と認められた児童については、児童相談所又は福祉事務所が認めた月から1年間を適用期間とする。

(4) 加算対象となった児童が、適用期間中に措置変更(施設種別の変更を含む。)となった場合は2の(3)によらず当加算を適用するものとし、措置変更後の施設への適用期間は、措置変更前の施設の残余の期間とする。

ただし、虐待を受けた児童等については特に安定的な環境の下での職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所又は福祉事務所は当該児童が1年を経ずに他の施設へ措置変更になることのないよう予め適切な施設への入所(措置)について配慮すること。

(5) 当加算は、平成16年4月分から支弁の対象とする。

5. 経費

被虐待児受入加算の支弁等については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知)によるものとする。